

将来にわたり、市民が安心して暮らせる 医療体制の整備に向けて

「(仮称)川西市立総合医療センターの 整備と指定管理者制度の導入」



市立川西病院は、市民の命と健康を守るため、地域の中核的な病院としての役割を担ってきました。平成14年度以降赤字経営が続くなど、厳しい経営の中で、平成26年度決算において経営健全化団体となりました。その後、策定した経営健全化計画の達成に向けて、病院職員が一丸となり改革に取り組んでいますが、収支の改善には至っていない状況です。

これまで市北部で現体制での運営の継続を検討してきましたが、病院施設の老朽化や医療スタッフ確保の困難さ、さらに市の厳しい財政状況では病院への毎年度約10億円の支援を継続することが限界である状況などを考えると、病院の立地や経営形態の見直しを含めた抜本的な改革が必要であります。

将来にわたっても、市民に安心して安全な医療を提供するためには公立病院が必要であり、これらの課題に対応するためには、民間的経営手法を活用した指定管理者制度を導入し、新病院をキセラ川西内に建設する、(仮称)川西市立総合医療センターの整備が必要であると決断し、構想案に基づいた検討を進めています。

これまでの病院改革の取り組みの概要

1. 「市立川西病院事業経営改革プラン」(計画期間:平成21～25年度(平成23年3月改定))

医業収益は増加したものの、医師の確保に伴う給与費の増加や設備費用の増加が収益増加分を上回り、収支の改善に至らず、赤字幅は拡大しました。

2. 「市立川西病院の整備に向けた考え方について」(平成27年5月時点)

建物や設備の老朽化が進んでいる市立川西病院の建替えも視野に入れた、市立川西病院あり方検討委員会を平成24年度から2カ年にかけて設置し、その報告書を踏まえ、市立川西病院は市北部での建て替えによる整備を基本に検討していくとしました。

3. 「市立川西病院経営健全化計画」(計画期間:平成27～30年度)

平成26年度決算において、資金不足比率※1が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する経営健全化基準の20%を超える25.8%となったため、経営健全化団体※2となり、平成28年3月に「市立川西病院経営健全化計画」を策定し、経営改善に取り組んでいますが、計画の達成が不透明な状況です。

4. 「市立川西病院事業新経営改革プラン」(計画期間:平成28～32年度)

このような状況の中で、将来にわたっても、市民に安心して安全な医療を提供するために、安定した経営基盤を築くという基本的な考え方に立ち、平成29年3月に「市立川西病院事業新経営改革プラン」を策定し、市立川西病院の存続を図るための検討課題を整理しました。

※1 資金不足比率…資金の不足額÷事業の規模(収入)

公営企業の資金不足を事業規模である収入と比較して指標化したもので、この数値が高くなるほど、事業規模に対する資金不足が発生しており、経営状態が悪化していることを示す。

※2 経営健全化団体…公営企業の経営の健全化を図ることなどを目的とした、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、資金不足比率が基準である20%を超えた場合に、経営健全化団体となり、経営健全化計画を策定しなければならない。

市立川西病院の経常収支と市からの補助金、長期貸付金について

(単位:百万円)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
経常収支※1	△128	△76	5	△462	△203	△353	△321	△123	△328
市からの補助金	682	715	705	637	593	609	583	985	892
市からの長期貸付金※2									

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
経常収支※1	△153	△422	△359	△375	△493	△456	△402	△328	△116
市からの補助金	892	965	997	1,118	1,064	982	987	1,029	1,022
市からの長期貸付金※2				530	20	1,320		700	

※1 経常収支 = 収益(医業収益 + 医業外収益) - 費用(医業費用 + 医業外費用)

※2 市からの長期貸付金については、上記以外に昭和63年度に43百万円を行っている。

市立川西病院の設立以来、市は公立病院の必要性を認識し、病院経営に対する支援を実施しており、現在では、補助金として毎年度約10億円、長期の貸付金約26億円を行い、経営を支えています。さらに、病院の赤字経営が続く中で資金不足への対応として、短期の貸付金6億円を長期貸付金とは別に行っています。

しかしながら、平成14年度以降、このような財政支援を受けても経常収支の赤字が解消できない状況が続いています。

市立川西病院の抱えている検討課題や運営課題

■市立川西病院事業新経営改革プランで整理した検討課題と運営上の課題は以下のとおりです。

1. 病院施設の老朽化

現在の施設は築後34年が経過しており、老朽化している病院を建て替える必要があります。平成27年5月に示した「市立川西病院の整備に向けた考え方について」では、市北部での建て替えを基本としていましたが、経営健全化計画の達成が不透明な状況であり、市の単独事業では建て替えに必要な財源である地方債の発行許可が国から得られない状況です。

そのため、建て替えに必要な財源を確保するためには、再編・ネットワーク化（複数病院の統合又は相互の医療機能の再編）の取り組みを行うことが必要です。

2. 市の財政支援の限界と経営形態の見直し

市立川西病院の設立以来、市は公立病院の必要性を認識し、病院経営に対する支援を実施しており、現在、補助金として毎年度約10億円、長期の貸付金約26億円に加え、短期の貸付金6億円を行い、経営を支えています。しかし、今後も市税収入が減少していく中で、増大する社会保障経費への対応などに取り組みなければならないことを考えると、これ以上の支援を継続できない状況にあります。

また、平成14年度以降、赤字が続く病院経営を早急に立て直す必要があることから、民間的経営手法の導入などの抜本的な解決策を講じる必要があります。

3. 病院の立地

利用者の利便性に加え、継続的に安定した医療を提供していくためには医師をはじめとした医療スタッフの確保が重要であり、大学医局から医師を派遣しやすい環境にも配慮した立地を検討する必要があります。

将来にわたっても、市民の命と健康を守り、安心して安全な医療を提供していくためには、小児・周産期・救急などの政策医療や高度な医療を担う公立病院を存続しなければなりません。そのためには、上記の検討課題や運営課題に対応した取り組みを行う必要があります。

(仮称)川西市立総合医療センター構想案

市民が安心して暮らせる医療体制の整備



① (仮称)川西市立総合医療センターの整備

キセラ川西内に新病院となるキセラ川西センターを整備するとともに、市北部の住民の医療ニーズに対応するために、現市立川西病院の敷地内に北部診療所を整備します。

② 指定管理者制度の導入

赤字が続く病院経営を早急に立て直す必要があることから、民間的経営手法を活用した経営形態である指定管理者制度を導入します。平成31年4月1日から市立川西病院は公設民営となり、医療法人協和会が指定管理者として管理運営を開始します。

〈指定管理者制度〉

公の施設の管理運営を民間事業者が行うことで、民間のノウハウを活用した効果的かつ効率的な運営が期待でき、市民サービスの向上と経費の節減につながる制度です。

(仮称)川西市立総合医療センターについて

◆キセラ川西センター

- 基本方針／これまで市立川西病院が担ってきた地域の中核的な病院としての役割に加え、高度な医療の一部を担うとともに、小児・周産期・救急などの政策医療を引き続き提供し、将来にわたり、市民が安心して暮らせる医療体制の整備に向け、魅力ある病院をめざします。
- 整備場所／キセラ川西内医療ゾーン
- 病床数／400床（現在の市立川西病院は250床）
- 診療科目／26診療科8専門センター（現在の市立川西病院は13診療科3専門センター）
- 運営／指定管理者（医療法人協和会）

◇診療科と専門センターを拡充し、さまざまな状態に応じた幅広い診療が可能となります

- 新たに設置予定の診療科……………呼吸器内科、腎臓内科、脳神経外科、消化器外科など
- 新たに設置予定の専門センター…循環器センター、オンコロジーセンター（がんの治療を集中して行う）、救命救急センターなど

◇重症患者への治療室を設置し、専門的かつ高度な医療にも対応できる体制を構築します

- HCU（高度治療室）、SCU（脳卒中集中治療室）、ICU（集中治療室）など

◆北部診療所

- 基本方針／市北部の住民の医療ニーズに対応し、医療の安全と安心を確保します。また、各種検査機能への対応や利便性の向上を図るため、キセラ川西センター⇄北部診療所間のシャトルバスを運行します。
- 整備場所／市立川西病院正面駐車場
- 診療科目／内科、整形外科、小児科、外科等その他（入院機能はなし）
※上記以外に院内開業を募集（開業に際し支援制度を創設予定）
- 運営／指定管理者（医療法人協和会）

◆協立病院との医療機能の統合（再編・ネットワーク化）

兵庫県の地域医療構想を踏まえ、将来、過剰となる急性期病院（症状の急変などにより早急に処置が必要な患者などの治療を24時間体制で行なう病院）の機能を統合・整理し、不足している高度医療への切り替えを図るため、市立川西病院と同じ急性期病院である医療法人協和会の協立病院と統合し、新たに高度な医療の一部を担います。

- ◆市立川西病院…250床
- ◆協立病院……………313床



(仮称)川西市立総合医療センター

- ◆キセラ川西センター／400床
- ◆北部診療所／入院機能なし

《兵庫県地域医療構想》

団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年に向け、「住民が、住み慣れた地域で生活しながら、状態に応じた適切に必要な医療を受けられる」地域医療の提供体制（＝「地域完結型医療」）が必要とされています。

そのためには、①医療機能の分化・連携、②在宅医療の充実、それを支える③医療従事者の確保を進める必要があります。

兵庫県病床機能報告（平成28年7月1日時点）

（単位：許可病床数）

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	合計
川西市	0	1,033	201	721	1,955
三田市	7	448	50	942	1,447
伊丹市	59	877	258	256	1,450
宝塚市	172	701	266	200	1,339
猪名川町	0	0	18	549	567
合計(A)	238	3,059	793	2,668	6,758
2025年必要病床数(B)	497	1,890	1,718	2,465	6,570
過不足(A-B)	△259	1,169	△925	203	188

注：有床診療所は除く

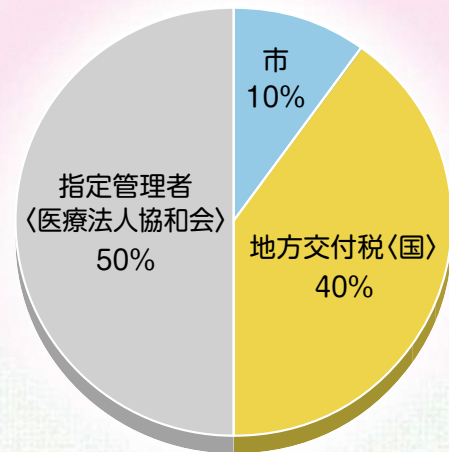
- ◆高度急性期：患者の状態の早期安定化に向けて、高度な医療を提供する
- ◆急性期：患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供する（高度急性期を除く）
- ◆回復期：患者の在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する
- ◆慢性期：長期の療養が必要な患者、重度障害者、難病患者等を入院させる

◆整備費用

協立病院との再編・ネットワーク化を図ることにより、市立川西病院の建て替えに必要な財源である地方債の発行許可が国から得られるとともに、国からの財政支援が拡充されます。総合医療センターの整備に係る財源は市が全額地方債で賄い、その返済は指定管理者である医療法人協和会とそれぞれ半分ずつ負担します。

市が負担する50%のうち40%は国からの財政支援（地方交付税）を受けることができ、実質的な市の負担は10%となります。

総合医療センター整備費用負担割合

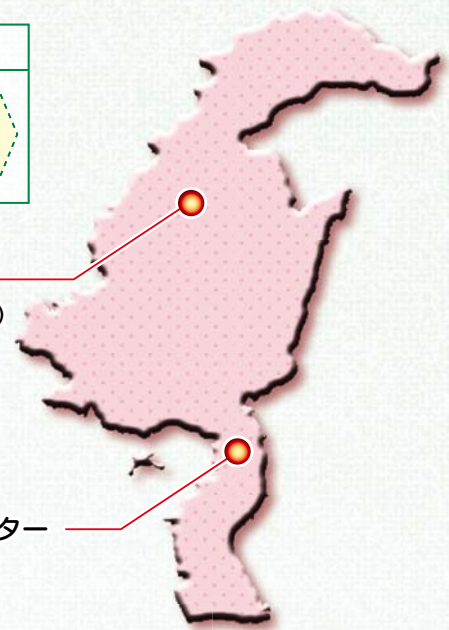


◆運営費用

指定管理者である医療法人協和会が運営を行うため、市の運営に係る費用負担はなくなります。ただし、市は小児・周産期・救急などの政策医療を提供するために、国から財政支援される額を指定管理料として、医療法人協和会へ支払います。

◆スケジュール

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
基本構想 基本計画	基本設計 実施設計	建設工事	



◆整備場所

北部診療所
(現市立川西病院)

キセラ川西センター



〈課題〉

将来を見据えた病床機能の見直しが課題となっています。

- 1 急性期
⇒ 高度急性期 or 回復期
- 2 慢性期
⇒ 在宅医療への対応

(仮称)川西市立総合医療センターの具体的な内容については、今後策定します基本構想の中で検討していきます。

また、策定にあたってはパブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見を踏まえ、策定します。

平成31年4月1日より市立川西病院は医療法人協和会が運営します

市立川西病院は、平成31年4月1日より医療法人協和会が指定管理者として管理運営を開始します。(名称は変わりません)

川西市と医療法人協和会が協力し、市民の命と健康を守るため、関係機関等と連携しながら、より良質な医療サービスの提供と効率的な運営に取り組み、将来にわたって持続可能な病院経営を行います。

また、(仮称)川西市立総合医療センターの開院までは、現在の市立川西病院にてこれまでと変わらず診療を行います。

Point 1

医療法人の経営ノウハウなどを活用し、より質の高い医療の提供と効率的な運営を行います。

指定管理者制度の導入による公設民営化は、医療法人への譲渡や丸投げではありません。市立川西病院の位置付けは変わらず、医療法人の経営ノウハウやネットワークなどを活用し、より質の高い医療の提供と効率的な運営を行います。また、指定管理者による業務実施状況は、市が定期的にモニタリングを行います。

Point 2

政策的な医療を継続して行います。

公立病院の役割である小児、周産期、救急などの政策医療は、指定管理者による運営開始後も引き続き行います。また、災害時など地域防災計画等で定める市立川西病院の役割も引き続き担います。

Point 3

患者が支払う医療費は指定管理者による運営になっても変わりません。

医療費は診療報酬により決まっており、医療費負担についても法に基づき決められていますので、指定管理者による運営になっても支払う医療費は変わりません。

Point 4

(仮称)川西市立総合医療センターの開院後も引き続き指定管理者が運営を行います。

平成31年4月1日から医療法人協和会が市立川西病院の運営を行い、(仮称)川西市立総合医療センターの開院後も引き続き医療法人協和会が総合医療センターの運営を行います。

Point 5

公益性と持続性の高い社会医療法人への移行。

社会医療法人とは小児、周産期、救急、災害時医療など公益性の高い医療の提供を担うとともに、税制上の優遇措置を受けることができるなど、公益性と持続性の高い法人格です。社会医療法人として認定を受けるためには、救急等で一定件数以上の実績や透明性の高い運営体制を構築する必要があります。

医療法人協和会は、総合医療センター開設から5年以内に社会医療法人への移行を目指します。

医療法人協和会の概要

- 施設数／6病院、4介護老人保健施設、5在宅事業部、1診療所、1複合型介護施設
- 病床数／病院：1,948床、介護老人保健施設：566床
- 職員数／3,040名(平成29年8月31日現在)

病院

【川西市】協立病院(313床)
第二協立病院(425床)
協立温泉病院(465床)
【西宮市】協和マリナホスピタル(80床)
【吹田市】協和会病院(301床)
【豊中市】千里中央病院(400床)

介護老人 保健施設

【川西市】ウエルハウス川西(130床)
ウエルハウス清和台(100床)
【西宮市】ウエルハウス西宮(200床)
【吹田市】ウエルハウス協和(136床)

市立川西病院跡地の有効活用について

市立川西病院跡地を新しい医療・福祉ゾーンと位置付け、医療や介護サービスなどを総合的に提供できる体制の構築を目指します

◆北部診療所の整備

市立川西病院の正面駐車場に北部診療所を整備します。

また、北部診療所には、MRIやCTなどの高額画像診断機器は整備しないため、以下の2つの策を講じ、各種検査機能へ対応します。

- ◇北部診療所⇄キセラ川西センター間のシャトルバスを指定管理者へ委託して運営します。運行は月～金曜日(土、日、祝日、年末年始は運休)、1時間1本、乗車料金は無料。
- ◇市北部の検査機能確保のため、市内総合病院に対して高額画像診断機器の整備費用の助成制度を検討します。

◆民間法人による介護関係の複合施設を誘致 (介護老人保健施設、訪問看護ステーション、通所リハビリ施設など)

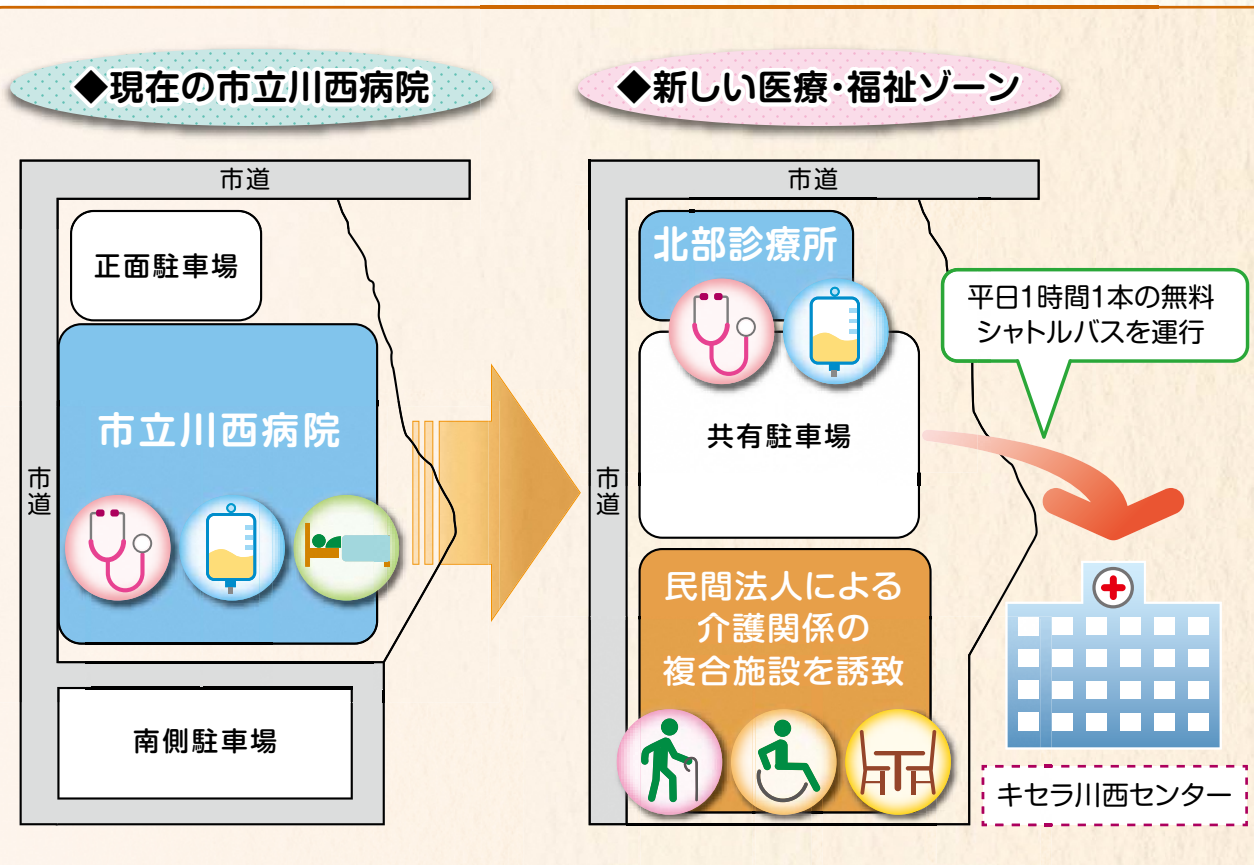
市立川西病院の建物と南側駐車場の跡地に、地域包括ケアシステム※の機能を先導的に導入することを目的として、民間法人による介護老人保健施設、訪問看護ステーション、通所リハビリ施設などの介護関係の複合施設を誘致します。

- ◇複合施設誘致の際には、市北部の住民と協議の上、公募条件を設定するとともに、公有地の提供(一定期間の無償化等)などの優遇措置を検討します。

※地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制です。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となってきます。



(仮称)川西市立総合医療センター構想案発表からこれまでの経過

- 平成29年 5月 ● 「(仮称)川西市立総合医療センター構想案」を発表
- 6月 ● 川西市病院事業の設置等に関する条例を一部改正し、市立川西病院の管理運営を指定管理者に行わせることができる規定を追加
- 9月 ● 市民説明会の開催
「(仮称)川西市立総合医療センター構想案について」
● 午前の部:約110名参加(みつなかホール文化サロン)
● 午後の部:約270名参加(東谷小学校)
- 市立川西病院に係る指定管理者選定委員会の開催(9~11月)
- 10月 ● 指定管理者の公募開始
- 川西市地域医療懇話会※の答申
⇒当初構想案で示していた北部急病センターのあり方を見直すことなどの答申を受けた
- ※川西市地域医療懇話会
市医師会をはじめとした医療機関関係者や介護事業関係者で構成し、川西市の地域医療の連携・協力のあり方について、5月から9月にかけて計5回開催し、協議を行った。
- 12月 ● 医療法人協和会を指定管理者候補として決定
- 平成30年 1月 ● 北部急病センターのあり方を見直し、「北部診療所」への名称変更及び機能変更を発表
- 2月 ● 市民説明会の開催
「(仮称)川西市立総合医療センター構想における北部医療対策について」
● 約200名参加(東谷小学校)
- 3月 ● 市議会の議決を経て、医療法人協和会を指定管理者として決定
- 4月 ● 指定管理者と基本協定書の締結

平成29年5月の構想案発表以降、地域や団体からの要望に応じて、まちづくり出前講座を随時開催しています。開催を希望する場合は、政策調整課へご連絡ください。



■発行日／平成30年5月1日

■編集・発行／川西市総合政策部政策調整課 〒666-8501 川西市中央町12番1号
TEL.072-740-1120／FAX.072-740-1315